

調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって、経済産業省が実施しています。

3. 調査の期日

平成25年調査は、平成25年7月1日現在で実施しました。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成24年1月1日から12月31日までの1年間です。

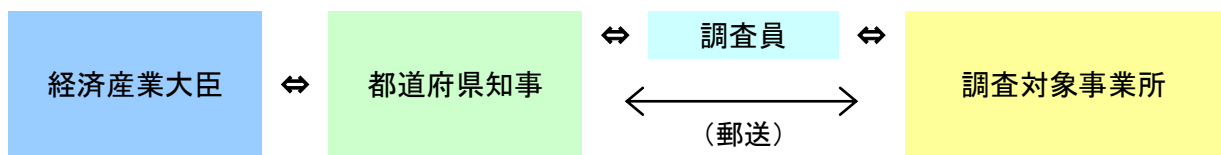
4. 調査の方法

調査業種の対象事業所または企業に対し、都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員または郵送により、調査票を1部ずつ配布し、申告義務者（代表者）が自ら記入する方法により実施しました。

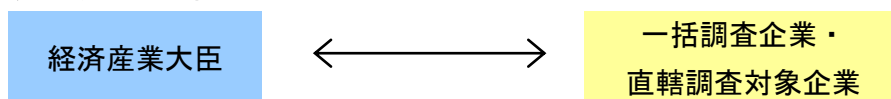
5. 調査の経路

調査の基本的な経路は次のとおりです。

〈都道府県経由〉



〈経済産業省一括調査・直轄調査〉



6. 調査の範囲

平成25年調査は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）小分類のうち、次の28業種について当該業務（事業）を主業として営む事業所（一部業者は企業）を対象として実施しました。

	調査業種名	日本標準産業分類番号
対事業所サービス業	ソフトウェア業	391
	情報処理・提供サービス業	392
	インターネット附随サービス業	401
	※映像情報制作・配給業	411
	※音声情報制作業	412
	※新聞業	413
	※出版業	414
	※映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	416
	※クレジットカード業、割賦金融業	643
	各種物品賃貸業	701
	産業用機械器具賃貸業	702
	事務用機械器具賃貸業	703
	自動車賃貸業	704
	スポーツ・娯楽用品賃貸業	705
	その他の物品賃貸業	709
	デザイン業	726
	広告業	731
	機械設計業	743
	計量証明業	745
	機械修理業（電気機械器具を除く）	901
電気機械器具修理業	902	
対個人サービス業	冠婚葬祭業	796
	映画館	801
	興行場、興行団	802
	スポーツ施設提供業	804
	公園、遊園地・テーマパーク	805
	学習塾	823
	教養・技能教授業	824

注) ※印は企業を調査対象とする業種

7. 標本設計について

母集団に平成21年経済センサス・基礎調査を用い、かつ、特定サービス産業実態調査得られる最新情報（廃業、対象外、主業変更等）を反映しました。

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28業種のすべてについて行いました。（母集団が少ない業種については、全数調査）

【全数調査とする業種（7業種）】

音声情報制作業、クレジットカード業、割賦金融業、事務用機械器具賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、計量証明業、映画館、公園、遊園地・テーマパーク

平成25年調査では、標本調査の母集団及び調査時期を変更したため、前回以前の調査と比較をする場合、注意が必要となります。

8. 調査票の種類及び調査内容

平成25年調査は、19種類の調査票（①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「物品賃貸業調査票（各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業）」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「冠婚葬祭業調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場、興行団調査票」、⑮「スポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「教養・技能教授業調査票」⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」を用い、経営組織、従業者数、年間売上高、営業費用等の調査を行いました。

また、標本調査業種については、事業従業者数（又は常用雇用者数）が4人以下の事業所（又は企業）は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行ないました。